

高額療養費算定基準額(平成30年8月1日～)

<69歳以下の場合の基準額(ひと月の自己負担限度額)>

適用区分	基準額(世帯ごと) 【通常】	基準額(世帯ごと) 【多数回該当】
標準報酬の月額:83万円以上	$252,600円 + (\text{医療費} - 842,000) \times 1\%$	140,100円
標準報酬の月額:53万円以上	$167,400円 + (\text{医療費} - 558,000) \times 1\%$	93,000円
標準報酬の月額:28万円以上	$80,100円 + (\text{医療費} - 267,000) \times 1\%$	44,400円
標準報酬の月額:28万円未満	57,600円	44,400円
低所得者 (市町村民税非課税者)	35,400円	24,600円

・複数の医療機関での受診分及び世帯全員の受診分を合算できるのは、医療機関ごとの同一人の自己負担額の合計が2万1000円以上のものに限られます。

高額療養費算定基準額(平成30年8月1日～)

<70歳以上の場合の基準額(ひと月の自己負担限度額)>

適用区分	基準額(外来) 【個人ごと】 A	基準額(外来+入院) 【世帯ごと】 B	(多数回該当の場合)
現役並み所得者Ⅲ (標準報酬の月額:83万円以上)	$252,600円 + (\text{医療費} - 842,000円) \times 1\%$		140,100円
現役並み所得者Ⅱ (標準報酬の月額:53万円以上)	$167,400円 + (\text{医療費} - 558,000円) \times 1\%$		93,000円
現役並み所得者Ⅰ (標準報酬の月額:28万円以上)	$80,100円 + (\text{医療費} - 267,000円) \times 1\%$		44,400円
一般 (標準報酬の月額:28万円未満)	18,000円 (年間上限:144,000円)	57,600円	44,400円
低所得者Ⅱ(※2)		24,600円	
低所得者Ⅰ(※1)	8,000円	15,000円	

- ・70歳以上の方には外来のみの基準額が設けられており、外来は、個人ごとに計算し、Aの基準額を超えた分が支給されます。
- ・入院は、Bの基準額が上限となり、同じ世帯で外来分と入院分があるときは、これらを合算してBの基準額を超えた分が支給されます。
- ※1 組合員及び被扶養者の全てが市町村民税非課税若しくは生活保護法上の要保護者である者
- ※2 市町村民税非課税者のうち、「低所得者Ⅰ」以外の者